

幸区地域包括ケアシステムネットワーク会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 幸区における地域住民、企業、関係団体等と行政が川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく必要な協議・情報共有を図るため、幸区地域包括ケアシステムネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 区域における地域包括ケアシステムの構築に係る取組及び連携に関すること。
- (2) 区域における地域包括ケアシステムの構築のための情報共有に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(構成等)

第3条 ネットワーク会議は、幸区災害対策協議会設置要綱に基づく協議会構成団体等をもって組織する。

- 2 座長は、区長をもって当てる。
- 3 副座長は複数名とし、互選により決定する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代行する。

(運営)

第4条 ネットワーク会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じてネットワーク会議に関係者又は関係職員を出席させることができる。

(事務局)

第5条 ネットワーク会議の事務局は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課に置く。

2 事務局長は、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長をもって充てる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。